

## 長野市営アーチェリー場管理運営業務委託契約書

長野市営茶臼山運動場ほか5施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）と長野アーチェリークラブ（以下「受託者」という。）とは、長野市営アーチェリー場（以下「アーチェリー場」という。）管理運営業務について次の条項により委託契約を締結する。

### （目的）

第1条 アーチェリー場は市民がアーチェリー技術の向上に努めるとともに、楽しみながら体を鍛え地域社会のスポーツ発展に貢献するため設置された施設であり、常にその施設機能を十分に発揮することを目的とする。

### （管理区分）

第2条 アーチェリー場の管理運営業務（以下「業務」という。）は受注者が行うものとする。

### （業務場所）

第3条 業務を行う施設の所在地は、次のとおりとする。

長野市営アーチェリー場 長野市篠ノ井岡田2，125番地

### （業務内容）

第4条 受注者は次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）アーチェリー場の管理
- （2）アーチェリー場の利用受付
- （3）アーチェリー場の清掃及び除草
- （4）アーチェリー場の破損等、異常が発生した場合の通報
- （5）利用者に対する指導及び注意
- （6）その他、指定管理者が指示した事項

### （委託料）

第5条 この業務委託に係る委託料は無償とする。

2 受注者は、指定管理者から受託した管理業務に係る費用（電気料金など）は自己負担とする。

3 指定管理者は、アーチェリー場内の整備・補修・修繕等に要する工事費用について負担する。

指定管理者の予算範囲を超えるとき、または大規模な修繕等を要するときには、長野市と協議し対処するものとする。

### （緊急時対応）

第6条 指定管理者及び受注者は、不測の事態等に備えて相互の連絡体制を確立しなければならない。

(委託期間)

第7条 この契約の委託期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、委託期間が満了する1ヶ月前までに、指定管理者と受注者のいずれからも特別の意思表示がないときは、更に1年間延長することができる。

(協議等)

第8条 この委託契約書に定めのない項目及びこの委託契約書に関し質疑が生じた場合は、指定管理者と受注者が協議して定めるものとする。

2 業務内容の履行に不備があった場合は、指定管理者は受注者に対して契約の解除を行うことができる。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

指定管理者

受注者 長野市アーチェリークラブ  
会長